

第4章 人権デュー・ディリジェンス —地経学的対立の中での武器化

鈴木 均

はじめに —「ユニクロ叩き」で露呈した人権尊重の矛盾—

2021年1月、ユニクロの綿シャツが米国ロサンゼルス港およびロングビーチ港で米国税関・国境警備局（CBP）によって差し止められた。税関はこれら輸入シャツが中国の新疆ウイグル自治区に由来しており、サプライチェーンにおいて強制労働が疑われるとした¹²²。税関のホームページからは関連する文書が削除されているが¹²³、ファーストリテイリング社はユニクロのシャツは生産過程において強制労働が確認されなかったと反論し¹²⁴、綿がオーストラリア、ブラジル、米国など7つのサプライヤーから供給されていると説明したが、税関は中国の紡績工場と衣類・織布製品メーカーが強制労働に関与していない証拠が不十分とし、反論を退けた¹²⁵。

日本国内では、ユニクロが米国から「悪魔の証明」を突き付けられた¹²⁶、と受け止められた。だが詳報を掲載した「Global Trade Review」は、ノルウェーの年金基金が2018年8月に中国の該当企業の一つ「ルータイ」への投資を取りやめるなど¹²⁷、すでに「フラッグが立っていた」と指摘する。ルータイは世界最大規模の紡績企業であり、ユニクロの他、バーバーリーやヒューゴボスなどとも取引があるとされ、株価は2021年に一時的に下落したものの、2022年には大きく上昇し、2023年以降は2021年の水準で推移している（表1）。売上高も、同社の年間報告書によれば世界的に需要が落ち込んだ2023年に落ちたものの、2024年以降は堅調だ。米国におけるユニクロを標的にした取引先・中国企業の締め出しは、後者への打撃が少なかったと推測される¹²⁸。一連のプロセスをとおし、中国における人権状況が改善していないことは言うまでもない。

ここに深刻な矛盾がある。人権尊重は普遍的価値であり、たとえ権威主義的な独裁政権国においても、その市民が生まれながらに持つ価値と定義される。だが米国民主党政権下で起きた「ユニクロ叩き」は、そうした中国における人権状況を放置して改善しないまま、より叩きやすい西側諸国・企業の落ち度を叩いたに過ぎない、自己満足、偽善ではなかったのか。日本も含む西側諸国の企業は、コスト競争力を武器にグローバルな輸出攻勢をかける中国企業に対し、人権対応に関わるサプライチェーンの把握と移転に時間と労力、資金を投入してコスト高に陥らざるを得

¹²² Jacob Atkins, “Uniqlo’s Washington spat a Xinjiang alarm bell for clothing supply chains,” *Global Trade Review*, June 1, 2021. <https://www.gtreview.com/news/asia/95059/>

¹²³ U.S. Customs and Border Protection, U.S. Department of Homeland Security. <https://rulings.cbp.gov/search?term=uniqlo&collection=ALL&sortBy=RELEVANCE&pageSize=30&page=1>

¹²⁴ 株式会社 ファーストリテイリング「米国における製品輸入差し止めに関する報道について」2021年5月25日、<https://www.fastretailing.com/jp/sustainability/news/2105251100.html>

¹²⁵ Atkins (2021).

¹²⁶ 日経クロステック「米国が輸入差し止め ユニクロが突き付けられた「悪魔の証明」」2021年6月11日、<https://xtech.nikkei.com/atcl/nxt/column/18/01268/00032/>

¹²⁷ Atkins (2021).

¹²⁸ ユニクロは2005年にニュージャージー州に初店舗を出店して以来、15年間赤字が続き、2022年8月期に黒字化を達成している。

表 1 ルータイ・テキスタイル (Lu Thai Textile) の年度末株価および年間騰落率の推移

	年末終値 (人民元)	前年比増減 (人民元)	年間暴騰率 (%)	最高値 (人民元)	最安値 (人民元)
2021 年	6.42	-0.58	-8.29%	7.35	5.80
2022 年	7.39	+0.97	+15.11%	8.85	6.10
2023 年	6.85	-0.54	-7.31%	7.92	6.33
2024 年	5.85	-1.00	-14.60%	7.20	5.25
2025 年	5.62	-0.23	-3.93%	6.55	5.34

出典：ブルームバーグのデータを基に著者作成。

ず、中国企業が国内の人権対応が不要であることに加え、中国企業にない「二重の重み」を負うことになる。これまでの問題の経緯と、これからの対応について考える。

1. 人権デュー・ディリジェンス成立の経緯と日本

人権は 1948 年 12 月 10 日、第 3 回国際連合総会で「世界人権宣言」が採択されて以来、普遍的価値として尊重されてきた。2011 年、「国連ビジネスと人権に関する指導原則」が国連人権理事会で採択されて以降、特に国境を超えてグローバルに展開する企業は本国市場のみならず、原材料を調達したり、製品を製造・販売する途上国でも人権を尊重する取り組みを重視するようになった。10 年ほど経た後、日本では 2020 年 10 月、「ビジネスと人権に関する行動計画」策定を契機に取り組みが本格化した。2022 年、日本政府は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を公表し、企業が人権デュー・ディリジェンスを実施するよう推奨している。

遡る 1990 年代、より広い概念として、企業の社会的責任 (CSR) についての議論が世界的に高まった。人権についての取り組みは、情報公開とステークホルダーとの対話、環境問題への取り組み、労働条件の適正化など、持続可能な成長を堅持するために企業が社会や環境と共存するための、数ある具体的な取り組みの一つとして数えられる。日本では 2003 年が「CSR 元年」として取り組みが本格化し、2004 年に日本経団連が「企業行動憲章」を改定して会員企業の取り組みを促した。

2011 年 3 月、「国連ビジネスと人権に関する指導原則」が国連人権理事会で支持された¹²⁹。指導原則は 2005 年、第 69 回人権委員会がハーバード大学ケネディスクール教授のジョン・ラギーを「人権と多国籍企業」に関する国連事務総長特別代表に任命して策定されたものだ。「指導原則への序文」の第 6 項には、次のように明記されている（下線は筆者）。

第一は、しかるべき政策、規制、及び司法的裁定を通して、企業を含む第三者による人権侵害から保護するという国家の義務である。第二は、人権を尊重するという企業の責任である。

¹²⁹ 外務省「ビジネスと人権」2026 年 4 月 16 日、https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/hr_ha/page22_001608.html#section1。国際連合広報センター「ビジネスと人権に関する指導原則：国際連合「保護、尊重及び救済」枠組実施のために (A/HRC/17/31)」2011 年 03 月 21 日、https://www.unhcr.org/refugees/ja/texts_audiovisual/resolutions_reports/hr_council/ga_regular_session/3404/

これは、企業が他者の権利を侵害することを回避するために、また企業が絡んだ人権侵害状況に対処するためにデュー・ディリジェンスを実施して行動すべきであることを意味する。第三は、犠牲者が、司法的、非司法的を問わず、実効的な救済の手段にもっと容易にアクセスできるようにする必要がある

そして本文の「指導原則 13」では、企業に求める行為を定義している。

13. 人権を尊重する責任は、企業に次の行為を求める。

- a. 自らの活動を通じて人権に負の影響を引き起こしたり、助長することを回避し、そのような影響が生じた場合にはこれに対処する。
- b. たとえその影響を助長していない場合であっても、取引関係によって企業の事業、製品またはサービスと直接的につながっている人権への負の影響を防止または軽減するように努める。

10 年ほど経た後、日本では 2020 年 10 月、「ビジネスと人権に関する行動計画」が策定された。こうした矢先に起きたのが 2021 年 1 月、米国税関によるユニクロ製品の差し止めだった。

2022 年、日本政府は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を公表し、企業が人権デュー・ディリジェンスを実施するよう推奨している。国家による「人権侵害からの保護」が義務であるにも関わらず、なぜ 2011 年から 10 年近く時間がかかったのか。

日米欧の政府資料が公開されるまで 30 年の期間を待たなければならない。この間の経緯は、2041 年以降に資料が公開されるまで歴史実証研究ができない。だが既に公開された情報を基に、ある程度まで経緯を辿ることはできる。2020 年 10 月の「行動計画」を策定するため、2020 年 2 月、ビジネスと人権に関する行動計画に係る関係府省庁連絡会議において、「ビジネスと人権」に関する行動計画の原案が作成された¹³⁰。これによれば、2011 年の「国連ビジネスと人権に関する指導原則」への支持気運が高まったきっかけは、2015 年 9 月に国連総会で採択された「持続可能な開発目標」（SDGs）を中核とする「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」と、同年に開催された G7 エルマウ・サミットの首脳宣言に「指導原則」を強く支持し、各国の行動計画を策定する努力を歓迎する文言が盛り込まれたことだった¹³¹。なお同首脳宣言の「責任あるサプライ・チェーン」という項目では、自発的なデュー・ディリジェンス計画またはガイドなど、サプライチェーンに関するデュー・ディリジェンスの手続を実施するよう企業に促し、特に「繊維及び既製衣類部門」が名指しされている。

こうした機運の高まりを受け、欧米諸国を中心に各企業のサプライチェーンに人権配慮を求める法制が次々に導入された¹³²。そして国連責任投資原則（PRI）によって ESG（環境・社会・ガ

¹³⁰ 外務省（2026 年 4 月）。外務省「「ビジネスと人権」に関する行動計画 原案（2020－2025）」2020 年 2 月、<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100005380.pdf>

¹³¹ 外務省「2015 G7 エルマウ・サミット首脳宣言（仮訳）」2015 年 6 月 8 日、https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ec/page4_001244.html

¹³² 外務省（2020 年 2 月）。

バランス）投資が歓迎されるようになった。他方、日本における取組は、2013年9月、国際オリンピック委員会（IOC）総会で決定された、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催だったとされる¹³³。大型スポーツイベントにおいても「指導原則」の遵守が求められ、スポンサーとなる企業の人権配慮に国際的な関心が向けられるからだ。東京オリ・パラ2020が「指導原則」に則った史上初の大会となるべく、政府と企業が一丸となった。国際的なレピュテーション（リスク）が、取り組み本格化の動機だったと理解できるが、普遍的な価値としての人権尊重とどのように整合するのか、必ずしも明確ではない。

こうした人権気運の高まりは、日本経済団体連合会の動きと軌を一にする。経団連は2017年、7年ぶり（5回目）となる「企業行動憲章」の改定を行い、人権、環境、労働の面での日本企業の取り組み強化をうたい¹³⁴、初めて独立した条文として第4条「すべての人々の人権を尊重する経営を行う」と明記した。次いで2025年9月には「人権尊重経営」の推進 ―「ビジネスと人権」に関する経団連の考え方と政府への期待―と題する提言を発表した¹³⁵。10月には優先分野として政府に対し、①（責任あるサプライチェーン等における人権尊重のための）ガイドライン等の新設・更新・作成支援、②サプライヤーとバイヤー双方の負担軽減、③海外で活動する日本企業の保護、④相談窓口の設置¹³⁶、⑤サプライチェーンの最終段階である消費者の意識改革を挙げる。

2. 人権の武器化 ―全てが武器化される地経学時代―

米バイデン政権（2021年1月－2025年1月）は前任のトランプ大統領（1期目）で導入された対中デカップリングの諸政策をそのまま引き継ぎ、強化した。トランプ大統領が中国のファーウェイなど象徴的なターゲットを狙い撃ちにしたのに対し、バイデン大統領は底引き網のように中国企業に対する包囲網を包括的に強化した。これに対して中国も米国や同盟国に対し、重要鉱物の供給停止や事実上の輸入制限で報復した。このように特定国をターゲットに経済相互依存を逆手に取り、これを武器化するのが地経学時代の一つの特徴だ。

米国では2022年6月にはウイグル強制労働防止法が施行され、新疆ウイグル自治区からの輸入品が強制労働で生産されたものではないと企業が明白に証拠を示さない限り、同自治区が関与する産品輸入を原則禁止した¹³⁷。

こうした動きから、米バイデン政権は、米国市場の大きさがもたらす「市場の不可欠性」を武

¹³³ 同上。

¹³⁴ 日本経済団体連合会「企業行動憲章の精神の実践に関わる国際文書・国際基準等」『企業行動憲章 実行の手引き（第7版）第2刷』、2018年2月1日、<https://www.keidanren.or.jp/policy/cgcb/tebiki7-sanko.pdf>。産経新聞「経団連、「行動憲章」改定へ 7年ぶり、人権・環境を世界基準に」2017年7月17日、<https://www.sankei.com/article/20170717-DQ4MDXSL6ROOXJ2CRA2KFCUMKI/>

¹³⁵ 日本経済団体連合会「人権尊重経営」の推進 ―「ビジネスと人権」に関する経団連の考え方と政府への期待― 2025年9月16日、<https://www.keidanren.or.jp/policy/2025/056.html>。日本経済団体連合会 企業行動・SDGs委員会 企業行動憲章タスクフォース「人権と人権」に関する行動計画 改定版（原案）についての意見 2025年10月28日、<https://www.keidanren.or.jp/policy/2025/074.html>

¹³⁶ 名古屋テレビ「企業の“人権尊重”支援を 経団連が窓口設置を要望 政府の行動計画改定前に」2025年09月10日、<https://www.nagoyatv.com/news/keizai.html?id=000452195>

¹³⁷ JETRO「特集 ウイグル強制労働防止法」、https://www.jetro.go.jp/world/n_america/us/uflpa/

器に、海外企業の市場アクセスに対し、人権尊重を要件として求めるようになったと理解することができる。日本を含む西側諸国の企業は、サプライチェーン上の取引先から中国企業を外さざるを得なくなり、米国は間接的に中国企業を米国市場から排除することができる算段だった。こうして人権デュー・ディリジェンスは、米国によって武器化された。

2011年の「国連ビジネスと人権に関する指導原則」以降、特に国境を超えてグローバルに展開する企業は本国市場のみならず、原材料を調達し製品を製造・販売する途上国でも人権を尊重する取り組みを重視することが求められるようになった。こうした普遍的価値としての人権尊重の取り組みが「第1世代」だとしたら、そうした普遍的価値としての位置づけを維持したまま、同時に企業の人権デュー・ディリジェンス対応に対して地経学的な文脈が飛び火して「武器化」される現在は、「第2世代」といえよう。

米国が特定国の人権を理由に立法化した規制は現在、ウイグル強制労働防止法の他に見当たらず、人権尊重「第2世代」は、中国を念頭に置いて武器化が進むのが実態だ。過去には米国で2012年に成立した、ロシア国内の汚職を告発して獄死した弁護士セルゲイ・マグニツキーの名前にちなむロシア・マグニツキー法があり、ロシアの汚職関与者等を対象として資産凍結や入国制限を課していた。これが2016年にグローバル・マグニツキー法に改正され、適用範囲がロシアから世界へ拡大され、中国をはじめ世界各国の人権侵害や汚職行為者を対象とするようになった。だが再度、特定国を名指しするアプローチに戻って成立したのが、2022年のウイグル強制労働防止法だった。

米国による人権の武器化は、米国における市場アクセスの問題と、中国企業の米国市場からの排除（武器化）という、2つの対応軸が混在している。単に米国市場から中国企業を排除するのみならず、製造業に加え小売業なども含む米国企業の取引先から中国企業を排除することを意図している。そのため、日本のような第3国も巻き込んで法規制が施行される、複雑な構造となっている。冒頭で紹介したユニクロの事例で示したとおり、中国の繊維産業に対するコスト面の不利に加え、武器化によってもたらされる移転やサプライチェーンのリスク管理コストが上乗せされる、西側諸国の企業にとって二重のハンデとなっている。

サプライチェーン分析を専門とする米国のシンクタンク関係者によれば、ユニクロをめぐる米国税関の一件で日本企業が罰せられたにも関わらず、中国本土の人権状況が改善しなかった、という筆者の指摘に対して、そうした矛盾は確かに存在する、との認識だった。その上で、強制労働の疑いのある国・企業をサプライチェーンから排除する長期的な重要性を強調し、調達が徐々に変化することを目指すべきであり、短中期ではそうした矛盾が当面は続く、と説明する。米国市場で事業を継続するには、問題となりそうな中国企業を自らサプライチェーンから探し出して対応しつつ、同時に米国市場で競争力を損なわない価格競争力と品質を堅持する、両面の対応を続けなければならない。人権デュー・ディリジェンスについての企業対応を促すことで、自由で開かれた国際秩序（LIO）を強化するどころか、むしろ西側諸国の企業活動を圧迫し、本来の目標に近づけていない。

3. 日本企業にとっての人権対応 ―経済安全保障 100 社アンケートの回答から見える課題―

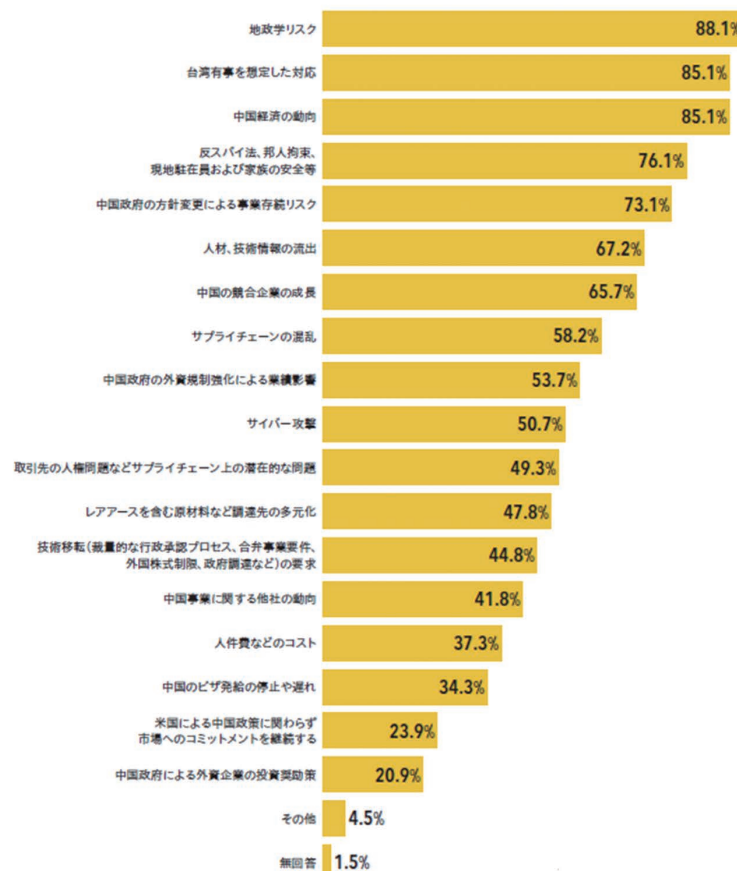
こうした人権デュー・ディリジェンスをめぐる対応は、日本企業にとって重い課題として立ち
はだかっている。IOG が 2021 年（2021 年のみ前身の API が実施）以来実施している「経済安全
保障 100 社アンケート」の中で、2024 年度から新たに、取引先の人権問題の把握に課題を感じ
るかどうか、日本企業に問うた。

「中国事業を展開する上で留意する事項は何ですか」との問いに対し、回答 61 社のうち、最多
回答は「地政学リスク」91.8%だった。「取引先の人権問題などサプライチェーン上の潜在的な
問題」を回答した企業は 50.8%であり、同設問の中では 12 位の回答だった（表 2）。人権につい
て問う二度目の調査となった 2025 年度においても、「取引先の人権問題などサプライチェーン上
の潜在的な問題」を回答した企業は 50.8%に上ったが、順位を一つ上げ 11 位の回答となった。
人権に限定せず、日本企業が「一次サプライヤー、二次サプライヤーなどにおける経済安全保障
の取り組みの把握」に課題を感じている、と回答した確率は、2024 年調査で 35.1%だった。

表 2 100 社アンケート 2025 「中国事業における課題」¹³⁸

20

中国事業を展開する上で留意する事項は何ですか。
当てはまるもの全てをお選びください。（複数選択可）
[67件の回答]

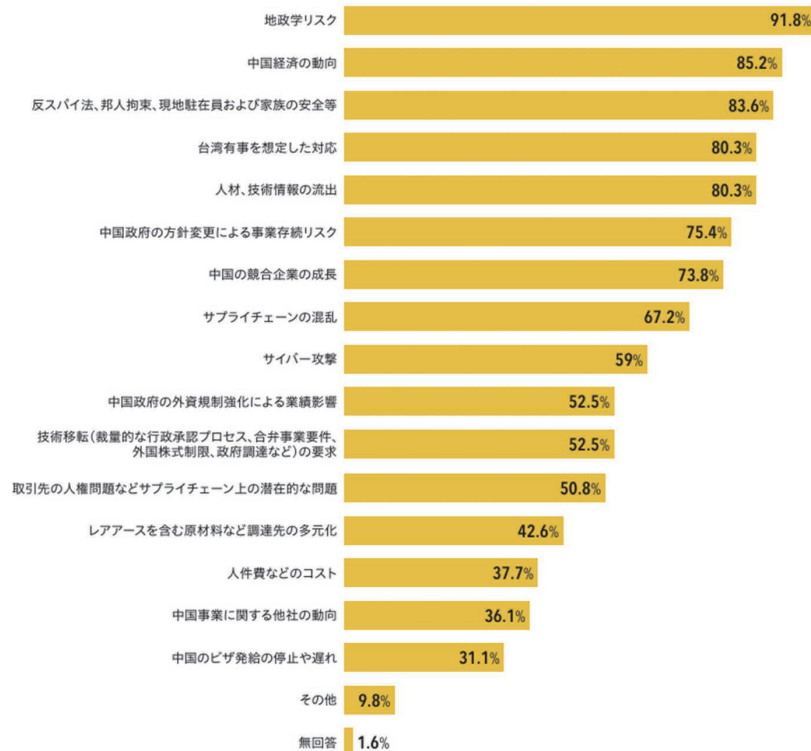


¹³⁸ 地経学研究所（IOG）『2025 経済安全保障 100 社アンケート』2026 年 6 月 30 日、https://instituteofgeoconomics.org/wp-content/uploads/2026/07/economic-security-survey2025_web.jp_.pdf

表3 100社アンケート2024「中国事業における課題」¹³⁹

20

中国事業を展開する上で留意する事項は何ですか。
当てはまるもの全てをお選びください。(複数選択可)
[61件の回答]



レアアースや重要鉱物をはじめ、原材料調達における中国依存が経済安全保障上の懸念と意識される中で、サプライチェーン上のリスクを監視・管理する企業の苦悩が伺える。人権デュー・ディリジェンス対応は、こうしたサプライチェーンの把握とリスク管理をめぐる課題の一つとなっている。

100社アンケートの回答企業は日本を代表するグローバル企業であり、社内的な経済安全保障対応は2022年5月の経済安全保障推進法の成立以降、一通り着手している。トランプ大統領2期目の発足を受け、取り組みの見直しに着手している企業が多いが、民主党政権下でも共和党政権下でも2社に1社が「取引先の人権問題の把握」を課題として挙げた意味は大きい(表3)。こうした課題に対する政府の支援については、後述する。

2022年によく「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」が経産省より発表された日本において、人権が本来の位置づけである「普遍的な価値の共有」という文脈よりも、経済安全保障、米欧の政府や団体から名指しでレピュテーションを落とされな

¹³⁹ IOG『2024 経済安全保障 100社アンケート』2025年8月1日、https://instituteofgeoeconomics.org/wp-content/uploads/2025/08/100_firm_survey_2024jp_web_P.pdf

いように対策する文脈として取り組まれていることの成否と課題は何か。米国によってターゲットにされている中国は、どのように対応しているのか。

4. 人権の武器化に対する中国の「逆・武器化」

こうした潮流に乗じ、ウイグルなど国内少数民族に対する「人権弾圧国」というイメージの修正を図っている中国は、米国の民主党政権・共和党政権が国連の場で人権問題をめぐって対応が揺れるたびに混乱に乗じ、米国こそ差別など国内問題が深刻とし¹⁴⁰、自らを人権擁護派、国連をはじめとする国際法の遵守者と喧伝し、主張を進化させてきた。

対する米国は、政権交代のたびに姿勢がぶれた。トランプ政権1期目は2018年6月に国連人権理事会（UNHRC）からの離脱を発表した際、イスラエルを非難する「政治的偏向」を断じ、中国のような人権侵害が理事国であることを「偽善」と抗議した。米国は最大の資金拠出国として貢献してきた国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）への資金拠出も停止した。人権理事会は2006年に設立され、地域別に理事国が割り当てられ、国連加盟国の過半数の承認で選出される。2021年1月に民主党のバイデン政権が発足すると、2月にプリンケン国務長官が理事国への立候補を表明し、投票権を持たないオブザーバー国として会合への参加を果たした。

こうして2022年、バイデン政権下で米国は人権理事会に復帰するが、中国は「米国不在」の間に、自国イメージの書き換えを積極化させた。中国はグローバル・サウスをはじめとする途上国の立場も想定し、世界において人権の発展に普遍的な道は存在しない、という立場をとっている。人権の大義はその国の人民の国内状況と必要性に基づいて、各国の経済的及び社会的発展に応じて促進されなければならないとし¹⁴¹、人権そのものを肯定しつつ、その普遍性を否定する¹⁴²。経済発展を遂げた中国が香港の一国二制度を踏みにじり、言論の自由を奪ったことは記憶に新しく¹⁴³、「各国の経済的及び社会的発展に応じて促進」されるのは、むしろ人権の抑制を強化するものと西側諸国は見ている。

中国は国際人権規約の双翼のうち、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（A規約）」には署名・批准しているが、もう一方の「市民的及び政治的権利に関する国際規約（B規約）」は署名したが批准しておらず、国連を権威主義国に有利な国際システムにしたいと考えていると

¹⁴⁰ The State Council, People's Republic of China, Full text: The Report on Human Rights Violations in the United States in 2021, February 28, 2022. https://english.www.gov.cn/archive/ministrydocument/202202/28/content_WS621c86f2c6d09c94e48a5957.html

¹⁴¹ 人民網日本語版「『中国共産党の人権の尊重と保障の偉大な実践』白書発表」2021年6月25日、<https://j.people.com.cn/n3/2021/0625/c94474-9865253.html>。人民網日本語版「シンクタンクレポート『人類共通の価値観の追求と探索——中国における民主・自由・人権の実践』発表」2021年12月8日、<https://j.people.com.cn/n3/2021/1208/c94474-9930210.html>

¹⁴² 坂元茂樹「新・世界の人権はいま 普遍的提起審査の現場から—(その9)—」『GLOBE』119巻、2024年10月、2-3頁、https://khrri.or.jp/publication/docs/globe_r003_119.pdf

¹⁴³ 「中国：弾圧続く 新疆やチベットで抑圧が続く、香港では自由がさらに制限される」ヒューマンライツウォッチ、2025年1月16日、<https://www.hrw.org/ja/news/2025/01/16/china-no-letup-repression>

の指摘もある¹⁴⁴。2021年6月の人権理事会では、44カ国の署名による「新疆における人権状況に関する共同声明」をカナダが提出したのに対し、同日にベラルーシが提出した中国の内政に干渉すべきではないとする共同声明には69カ国の署名があった¹⁴⁵。2022年10月の人権理事会では、僅差（反対19、賛成17、棄権11）で中国の新疆ウイグル自治区での人権問題を討論するよう求める動議が否決された¹⁴⁶。ロイター通信によると、中国はミシェル・バチレレ人権高等弁務官に対して、2022年8月に国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）が同自治区で「深刻な人権侵害が実施されている」という報告書を発表するのに先立ち、公表差し止めを求める書簡をジュネーブの各国代表部に送り、支持を要請したとされる¹⁴⁷。こうした動きは、国内少数民族に対する「人権弾圧国」というイメージの「浄化（image cleansing）」とも言えよう。

2023年2月、中国の秦剛外相は採択75年を迎える世界人権宣言を「国際人権の大義の上での一里塚」と呼んで褒めたたえつつも、自国独自の歴史的背景、文化遺産、国情、人々のニーズを考慮した「独自の人権発展の道」を選択すべきと演説した¹⁴⁸。中国研究者によれば、中国はこうした人権の考え方を国内向けにも公開しているが、より重視するのは援助先の途上国や国連に向けた発信である。

中国による発言が積極化する一方で、米国は民主党政権も共和党政権下においても、人権についての国連への関与を後退させた。バイデン政権下の23年10月、イスラム主義組織ハマスによるイスラエルへの奇襲にUNRWA職員が関与した疑いが浮上し、米国は資金供与を停止した。そして共和党からトランプ大統領が再選されると、2025年2月、再び人権理事会を離脱する大統領令に署名した。

社会権と発展の権利を主張し、国連で途上国の支持を獲得しつつある中国は、普遍的な人権の定義とこれに基づく中国に対する是正勧告を「内政干渉」と反発する。だがOECDによる各国の経済審査など、西側諸国、G7諸国に対する政策審査（レビュー）は、これまでこれからも、国内制度・慣習や秩序（規制緩和勧告など）について、お互いの信頼の下、中立性・客観性に基づき、内政に深く関わる踏み込んだ政策提言を重ねてきた。世界第2位の経済大国が中立性・客観性に基づく審査や報告それ自体を否定するならば、それは先進国とは別基準を求める「途上国メンタル」が抜けない、不相応な大国と見られざるをえない。西側諸国からすれば、国内における人権問題を無かったことにしつつ「人権擁護派」を気取る中国は、「おまゆう人権派（look-who's-saying human rightist）」と映る。

「おまゆう人権派」中国が突き付ける最も深刻な問題の一つは、人権について米国や西側諸国

¹⁴⁴ 「中国はどのようにして人権規範を書き換えようとしているのか」スイス公共放送協会国際部（SWI）、2023年9月29日、<https://www.swissinfo.ch/jpn/politics/中国はどのようにして人権規範を書き換えようとしているのか/48848300>

¹⁴⁵ 江藤名保子「中国の民主主義と人権の「認知戦」に要警戒なワケ」『地経学ブリーフィング』2022年3月28日、<https://instituteofgeoeconomics.org/research/20220328/>

¹⁴⁶ SWI（2023年9月）。国際人権分野では、中国の主張が通りやすくなりつつあるとする、町田穂高「中国の特色ある人権」はESGに何をもたらすのか」ESG-IREC、2024年8月30日、<https://esg-irec.jp/human-rights-with-chinese-characteristics-and-esg/>

¹⁴⁷ SWI（2023年9月）。

¹⁴⁸ 同上。

に対抗する「逆・武器化」とも呼べる構造的な問題を引き起こしていることだ。

国内に人権問題がないかのように振舞う中国は、①現実には世界各地の独裁国家に監視カメラを中心とした国民監視システムを輸出し、②人権抑圧の低廉輸出によって関連する国内産業を一層強化し、③国内における人権抑圧をさらに強化しつつ、対外的には中国に問題がない、むしろ正しいと言い続ける矛盾をまかり通らせている。

このように中国が「発展の権利」と称する支配と抑圧の継続・強化が、自国産業の強化と同時に進むエコシステムができあがっており、武器化された人権デュー・ディリジェンスを逆手にとる「逆・武器化」にまい進している。今後は中国と同じ人権リスクを抱える途上国が増えることが予想される。とくに原材料の調達先においてリスク要因が増える構造である。

そのターゲットは、米国側に付かないイランやベネズエラ、キューバのような諸国の他、例えばブラジルのように市場が大きく資源の埋蔵量が豊富でありながら、政権が親米と反米の間で揺れ動く国が要注意であろう。太平洋諸国の中では台湾と断交したソロモン諸島、キリバス、ナウルの他、パプアニューギニア、フィジー、バヌアツ、サモア、トンガ、ミクロネシア連邦、クック諸島が中国と経済的に密接であり、注意を要する。

結論

これまで人権デュー・ディリジェンスをめぐって展開されてきた経緯から見て、日本企業が留意すべき最大のポイントは、この 이슈が単なるサプライチェーンのリスク管理、取引先の把握、バリューチェーンのコンプライアンス対応業務に留まらない点だ。対応の第一歩は、海外の取引先の実態把握であるが、並行して、次にどこが狙われるのかについて、情報収集と分析ツールを揃え、あるいは外注しつつ、土地勘と経験値を蓄積する、経済インテリジェンスの強化を急がなければならない。そのためには政府による企業に対する支援・助言も必要だが、現状ではそうした支援に対する満足度は、IOG による経済安全保障 100 社アンケート（2025 年）では低位のまま推移している（表 4）。

ユニクロの事例が示すとおり、質すべき対象は中国（企業）であるにも関わらず、罰を受けたのは日本企業だった。中国企業は国内で人権を尊重しないゆえにコスト競争力が高まる構造があり、コスト効率だけでいえば、サプライチェーンから排除するのは容易ではない。中国は人権を「逆・武器化」しているが、何に注目すべきか。地域別に整理したい。

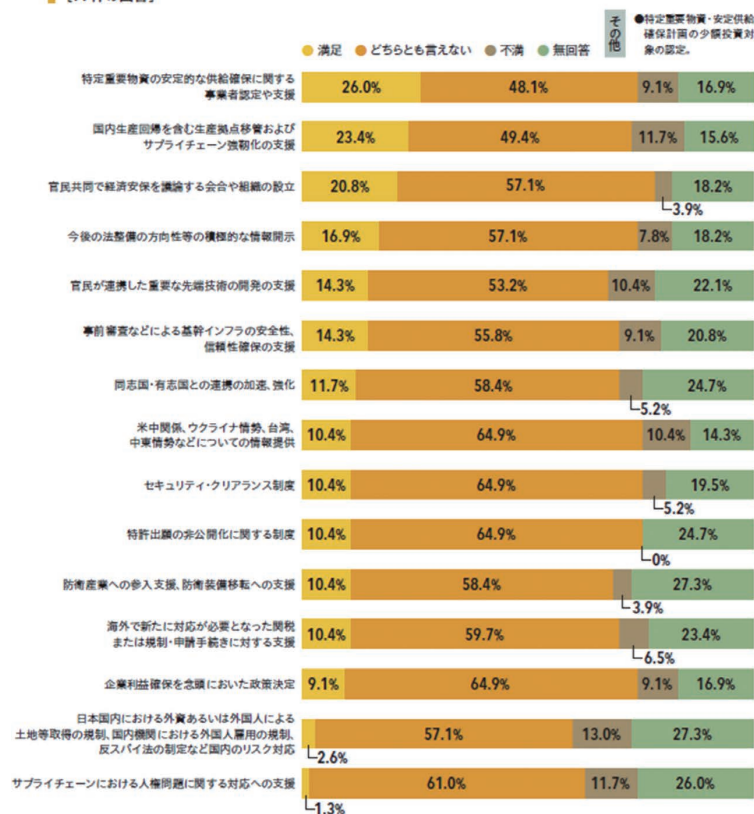
一つ目は、人権の「逆・武器化」の震源地、中国だ。体制転換を果たさない限り、中国における国内の人権状況が改善する可能性はほぼない。米国に加え、EU も中国（企業）からの調達を排除する姿勢を強めており、中国対応は、米欧両方の対中規制と今後の政策動向、このような対応を求める世論に常に注目する必要がある。

二つ目は、イランなど中露と（正式な同盟関係にはないが）友好関係にある国、米国とイスラエルと敵対する国・企業への注目だ。中東諸国はイスラエルとの距離感について多様であり、頻繁な政権交代は起きないものの、中東情勢の推移に応じて米国との関係性を調整する国々が出てこよう。その際の一つの目安は、該当国の中国との貿易・投資の関係強化の度合いである。これが米国との距離の裏返しの関係にあるからだ。イランが国内の監視システムを中国から輸入して

表4 100社アンケート2025「政府の取り組み状況への満足度」¹⁴⁹

26

今後の経済安全保障政策に関して、以下の各事項について
日本政府の取り組み状況への満足度を教えてください。
貴社に關係するそれぞれの項目につき、「満足」、「どちらとも言えない」、
「不満」、該当するものを選んでください。
[77件の回答]



いたことは記憶に新しく、人権リスクが高い国とわかる。

最後に三つ目の注目点は、中国が関係を深める途上国、グローバル・サウスだ。中国はアフリカ各国において、日本の倍近い国々に大使館を積極的に開設し、関係を深化・拡大してきた。エチオピアではダム建設、発送電網の整備、中国製EVの売り込みが全てセットになって中国主導で進んでいる¹⁵⁰。また中南米の国々でも、米国から空爆されたベネズエラのように中国と経済的・軍事技術的に親密な国が増えている。仮に現地企業が自動車関連の取引先だとしても、部品や製造装置の中には軍用にも転用できるものも含まれる可能性があり、米欧の政府や人権団体から特に厳しい目が向けられよう。中露における人権抑圧を直接強化する手段となりうるからだ。

米国は今後、中国に対する人権の武器化をどこまで激化させるのか。トランプ2.0は、人権理事会から撤退した一方で、グローバルな人権それ自体については沈黙を守っている。国内におい

¹⁴⁹ IOG（2026年6月）。

¹⁵⁰ 恵美亜梨紗「『中国製EV』が覆した日本車中古神話！『アフリカ新興国』で何が起きているのか？ 50万台普及で明らかになった日本企業の戦略的課題」『Merkmal』2026年4月3日、<https://merkmal-biz.jp/post/112338>

ては移民排斥的な政策を推進する一方で、グローバルには人権尊重を否定する発言をしておらず、この文脈で中国に利する行動をとっていない。あるいは何かのカードとして温存している可能性もあり、注視する必要がある。

本稿で経緯を振り返ったように、日本政府および産業界は、国際社会の要請や国際世論に押されて人権デュー・ディリジェンス対応を進めてきた側面がある。ここに米トランプ1.0およびバイデン政権による「人権の武器化」が加わり、サプライチェーンの脱中国という、地経学的課題がさらに増し加わった構図だ。これに対する中国による人権の逆・武器化は、単に米中市場それぞれにおける人権対応のみならず、グローバル・サウスなど第3国、途上国全体を巻き込んだサプライチェーンのリスク対応へと拡大させている。コスト競争力を維持するための圧力と、人権デュー・ディリジェンスに対応して市場アクセスを確保し続けるための経済インテリジェンス、両面の対応が必要とされる。

日本企業は、人権尊重の立場を採らざるをえないし、事実そうしてきた。これは他に選択肢がない「一択」イシューだが¹⁵¹、地経学リスクに対応する経済安全保障においては、半導体をめぐって米中が自国の側に付くよう各国に「二択」を迫る場面が増えており、これはAIやSDV（ソフトウェアで定義される自動車）、軍用のレアアースなど関連する他のセクターに拡大してきている。米国による人権の武器化、中国による逆・武器化により、ミドルパワー諸国やグローバル・サウスの途上国も巻き込んだサプライチェーンの囲い込みと奪い合い、干渉と排除の軸に人権デュー・ディリジェンスが使われはじめている。

人権は「一択」であるゆえ選択の幅が無く、リスク把握手段の不足、ベストプラクティスの蓄積不足、米中関係の推移の不透明性が全て同時に存在する。政府がそもそも「企業の何を助けるべきか」も不透明となる。産業側が政府に何をどのように支援してほしいのか、論点の整理が必要だ。ピンチをチャンスに、という意味では、当初は国際的な潮流への「後追い」対応になりがちだった人権尊重が、地経学的な米中対立と武器化の副作用として取り組みが積極化し、普遍的価値として真に尊重され、日本（企業）がグローバルな信頼性、安心・安全の柱となる契機となる。そのための行程、取り組みの優先順位の整理とツールの確保がはじめの一步となろう。

謝辞

本稿の執筆にあたり、LIO（自由で開かれた国際秩序）プロジェクト第3ステージの参加者の他、IOG 中国グループの研究者にも有益なコメントを頂戴した。文責は筆者のみに帰する。

¹⁵¹ 民主主義は国内政治のアカウンタビリティの担保、つまり企業にとっての予見可能性を高め、朝令暮改を戒める。法の支配は最恵国待遇・内国民待遇、つまり海外拠点が差別的な扱いを受けないことと密接不可分だ。人権尊重は現地駐在員・家族の安全に直結し、多様性尊重は、人種差別や組織への差別的措置、ボイコット、破壊的行動への抑止につながる。価値の共有は、普遍的価値だからこそ擁護してきたと同時に、日本の国益に合致する。鈴木均「G7は拡大するべきか？ 対米自立へ舵を切る欧州、背を向ける米国、「アジア代表」日本の矜持」『地経学ブリーフィング』2025年7月2日、<https://instituteofgeoeconomics.org/research/2025070101/>